

荒川区立第九峡田小学校いじめ防止基本方針

荒川区立第九峡田小学校は、いじめ防止対策推進法及び荒川区いじめ防止基本方針に基づき、下記の通り、いじめ防止に努めていく。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針を策定した上で、その方針を踏まえた未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを具体的に示し、全教職員で共通理解を図ることはいじめを生まない学校を目指す。

(3) いじめ防止のための方針

①いじめを許さない学校風土作り

いじめや差別を絶対許さないという学校全体の意識を強力に高めるため、校長自ら全校朝会等で講話を通して話したり、学級経営の基盤としていじめゼロを位置づけたりする。

②温かい人間関係を築く

よりよい集団活動を通して、温かな人間関係を通して、一人一人には自己肯定感を高めていく。

③早期発見及び早期対応に努める

児童とのコミュニケーションや保護者との連携等を通して、早期発見、早期対応に努める。

④組織的に対応する

未然防止及び早期発見、早期対応には組織的に対応し、情報を共有し、学校全体で対応する。

2 いじめ防止、解決への取り組み

(1) いじめ防止方針の策定

国、都、区の方針に基づき、学校のいじめ防止方針を策定する。

(2) 組織の設置

いじめ対策委員会を設置し、未然防止及び、早期発見、早期対応に努める。

(3) 具体的な取り組み

①未然防止

ア 道徳教育、人権教育の充実

・道徳授業公開講座を中心として、年間を通して計画的にいじめ防止に向け、取り組んでいく。

イ 人権教育プログラムの活用

・職員会議等を通して、人権教育プログラムを活用した研修を行い、授業改善に取り組んでいく

ウ 情報モラル教育の推進

・荒川区 SNS ルールを活用して情報モラル教育を行ない、SNS の正しい活用方法を理解させていくとともに、被害に合わないよう注意喚起していく。

エ SCや区心理専門相談員との面談の実施

・SCとは全児童が面接を実施し、SCと児童との距離感を縮め、いつでも相談できるようにする。心理相談員にも積極的に面談を実施するように促していく。

オ 職員夕会による情報共有

・毎日行う職員夕会で生活指導上の諸問題等の情報を共有し、未然防止に努める。

カ いじめの定義・認知についての正確な理解

・年度当初に全教職員に対していじめ防止基本方針についての研修を行なう。

②早期発見

- ア 長期休業明けの児童の生活実態に関する調査（9月、1月）や「ふれあい月間」の取り組みに合わせ、アンケートを年3回実施し、早期発見に努める。
- イ SCからは、保護者通知を配布して相談体制を周知し、随時相談に応じ早期発見に努めるようにする。また、気がかりな児童については積極的な声かけを行い、相談を実施する。
- ウ 個人面談、教育相談日はもとより、日常的に家庭との連携を密にし、家庭の様子の変化から早期発見に繋がる情報を得るようにする。

③早期対応

- ア 管理職への報告
 - ・明らかないじめとは言えなくとも、迷ったら報告する体制を築く。
- イ 組織的な対応
 - ・校長は速やかに「いじめ対策委員会」招集し開催する。関係児童への正確な聞き取りおよび事実確認を行い、情報の記録と共有化、今後の対応方針の決定、教育委員会との連携を組織的に実施できるようにする。
 - ・委員は校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、担任、その他とする。
- ウ 対応と指導
 - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、再発の防止に努める。また、いじめた側と第三者に対する適切な指導を即時に行うとともに、いじめられた児童に対して安心して教育が受けられるよう適切な措置を講ずる。
- エ 関係機関との連携
 - ・必要に応じて関係機関との連携及び相談体制を整えるとともに、保護者会等で情報の共有を行う。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態については、「いじめ防止対策推進法」第28条において以下のように示されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 具体的には
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・相当額の金品を奪われたり壊されたりした場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等々
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 「相当の期間」については、国の基本方針における不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、個々の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 対応について

- ①いじめ対策委員会を中心に詳細な状況を掌握して対応を検討するとともに、被害に遭った児童の安全確保を最優先とし、保護者と連携を図る。また、周囲への被害が拡大しないよう努める。
- ②教育委員会の指示を仰ぎ、区長に報告する。
- ③関係諸機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携をとり事態の解決と今後の対策を講じる。